

平成24年12月13日

連絡員各位

せたな町選挙管理委員会委員長 清水義孝  
〔公印省略〕

せたな町農業委員会委員選挙人名簿登載申請について

日頃より、選挙行政全般にわたってのご配意に深く感謝を申し上げます。

さて、農業委員会委員の選挙人名簿は、毎年農家の皆様の申請によって作成されます。

そのため、名簿要件に該当される方は、毎年申請が必要となります。

なお、現在登録されている農家の方には農業委員会事務局が、申請書を直接送付することになりますが、新規に該当される方は、農業委員会事務局に申出するようお願いいたします。

つきましては、このことについて貴班内に周知していただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1.申請期限 平成25年1月10日(木)
- 2.申請先 せたな町農業委員会事務局(役場1階)  
大成及び瀬棚総合支所産業建設課
- 3.その他 印鑑を持参するようお願いします。
- 4.登載される方の要件
  - (1) 年齢は、平成25年3月31日で満20歳以上の方(平成5年4月1日以前に生まれた方)
  - (2) せたな町内に住所があること。
  - (3) 上記(1)、(2)の要件を備えている方で次のいずれかに該当する方
    - ① 30アール以上の農地につき耕作を営む経営主
    - ② 上記の方と同居又は生計を同一としている親族及び配偶者で、平成24年中におおむね60日以上耕作に従事されている方
    - ③ 30アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主で、平成24年中におおむね60日以上耕作に従事している方
  - (4) その他
    - ① 経営主であれば60日以上耕作に従事しなくとも選挙権がありあります。
    - ② 平成25年1月1日現在で、経営主と同居又は生計が同一でなければ選挙権はありません。
    - ③ 内縁の妻又は親族以外の同居人等には選挙権がありません。
    - ④ 高齢や長期入院等により60日以上耕作に従事しなかった場合、選挙権はありません。

○ 農業員会等に関する法律

(委員の選挙権、被選挙権等)

第 8 条 農業委員会の区域内に住所を有する左に掲げる者で年齢満 20 年以上のものは、当該農業員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

- ① 都府県にあつては 10 アール、北海道にあつては 30 アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
  - ② 前号の者の同居の親族又はその配偶者(その耕作に従事する日数が農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)
  - ③ 第 1 号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。)の組合員、社員又は株主(その他耕作に従事する日数が前号の農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)
- 2 前項の年齢は、選挙権について選挙人名簿確定の期日、被選挙権については選挙の期日により算定する。
- 3 第 1 項第 1 号の農地の面積は、登記簿の地積のある農地にあつては、当該地積(農業委員会が当該地積を著しく不相当と認め、別段の面積を定めたときは、その面積)とし、登記簿の地積のない農地にあつては、農業委員会が定めた面積とする。

4~5 (省略)

(選挙人名簿)

第 10 条 市町村の管理委員会は、政令の定めるところにより、第 8 条第 1 項に規定する者の申請に基づき、毎年 1 月 1 日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調整しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申請がないとき、又は同項の申請があつた場合において当該申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、職権をもって選挙人名簿を調整し、又は修正することができる。

3~4 (省略)

5 選挙人名簿は、3 月 31 日をもって確定する。

6 選挙人名簿は、次年の 3 月 31 日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものになったときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

○ 農業委員会等に関する法律施行令

(選挙人名簿の調製)

第 3 条 法第 8 条第 1 項の規定により選挙権を有する者は、毎年 1 月 1 日現在により同月 1 月 10 日までに、農林水産省令で定める様式による農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書を農業委員会を経由して市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 2 農業委員会は、前項の規定についての意見を附して、これを市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合において、申請書に記載された者が法第 8 条第 1 項、第 2 号

若しくは第3号の規定により選挙権を有しないと認めたとき又は申請書に記載された農地につき同条第3項の規定により面積を定めたときは、その旨をあわせて記載しなければならない。

- 3 法第8条第1項の規定による選挙権を有する者で第1項の申請書を提出しないものがあるときは、農業委員会は、その者について同項の申請書に代わるべき文書を作製し、1月31日までに市町村の選挙管理委員会に提出することができる。
- 4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の申請書及び前項の文書に基づき、2月20日までに法第10条第1項の規定による農業委員会委員選挙人名簿を調整しなければならない。
- 5 前4項の規定は、法第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条第1項(選挙人名簿の再調製)の規定による選挙人名簿の再調製につき準用する。但し、期日については、市町村の選挙管理委員会が定めて告示するところによる。
- 6 選挙人名簿又はその抄本は、その名簿又は抄本を用いて選挙された農業委員会委員の任期間、市町村の選挙管理委員会においてほぞんしなければならない。